

(証券コード：1782)

平成18年6月12日

株 主 各 位

福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1番地

常 磐 開 発 株 式 会 社

代表取締役社長 住 吉 勝 馬

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 福島県いわき市内郷御厩町3丁目148番地
報 徳 苑
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第62期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
 2. 第62期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 第62期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」(26頁から36頁)に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役8名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本株主総会終了後、引き続き同会場において株主懇談会を行う予定です。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

[1] 営業の概況

1. 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰等の懸念材料があったものの、企業業績の改善や設備投資の増加を背景に、雇用環境や個人消費に回復の兆しがみられるなど緩やかながらも回復基調で推移いたしました。

当社グループと関係が深い建設業界につきましては、民間設備投資は企業業績の改善により増加傾向で推移し受注環境にやや明るさがみられたものの、公共建設投資は全体的に依然として減少傾向が続いたことから、引き続き厳しい受注環境で推移いたしました。

このような環境の中で当社グループは、平成15年度から平成17年度までの中期経営計画の最終年度にあたり、全役職員あげて、引き続き受注の増大に努力をすることと併せて収益力の強化とB（ビフォー）・P（プロセス）・A（アフター）のそれぞれの段階において利益の創出のために一丸となって職務遂行して参りました。今次中期経営計画の期間及び当期を通じ、幾つかの積み残しの課題はあるものの受注については確実な回復基調に乗せるなど一つの関門を越えることができたものと考えます。

この結果、当連結会計年度の受注高につきましては、前連結会計年度比5.0%減の123億93百万円（うち単体受注高は前期比1.3%減の102億27百万円）となりました。その内訳は、建設事業80.3%、環境事業11.9%、不動産事業3.5%、その他事業4.3%で、そのうち建設事業の工事別内訳は、建築66.3%、土木33.7%であり、官公庁・民間工事の割合はそれぞれ30.6%、69.4%であります。

受注の主なものは、(有)安愚楽共済牧場：牛舎建設工事、常磐興産(株)：スパリゾートハワイアンズ・アミューズメント館耐震補強工事、いわき文化交流パートナーズ(株)：文化交流施設整備等建築工事、いわき市：常磐公民館及び内郷公民館アスベスト除去工事、福島県：湯本川床上浸水対策特別緊急工事（国道6号辰ノ口橋舗装）などであります。

また、売上高につきましては、前連結会計年度比12.1%増の119億84百万円（うち単体売上高は同23.0%増の98億54百万円）となりました。その内訳は、建設事業79.6%、環境事業12.4%、不動産事業3.6%、その他事業4.4%で、

そのうち建設事業の工事別内訳は、建築61.4%、土木38.6%であり、官公庁・民間工事の割合はそれぞれ46.0%、54.0%であります。

売上の主なもの、クリナップキャリアサービス(株)：有料老人ホーム感謝の郷いわき新築工事、福島県：平養護学校改築工事、独立行政法人都市再生機構：勿来の関公園体験学習施設造園工事、国土交通省：波立トンネル他補強工事、(株)菅野漬物食品：鹿島工場沈殿槽増設工事などであります。

翌連結会計年度への繰越高は、受注が堅調に推移した結果、前連結会計年度比9.0%増の49億61百万円（うち単体繰越高は同8.9%増の45億64百万円）となりました。

利益につきましては、不採算工事が一巡したこと等もあり、経常利益は前連結会計年度比155.5%増の1億86百万円（うち単体経常利益は同174.9%増の95百万円）、当期純利益は減損会計による固定資産の一部についての特別損失の計上等により前連結会計年度比28.4%減の60百万円（うち単体当期純利益は同29.3%減の46百万円）となりました。

なお、当社の子法人等であります(株)茨城サービスエンジニアリングにつきましては、平成18年2月末日付で当社が株式を追加取得して子法人等となりましたが、支配獲得日を当連結会計年度末であるとみなしておりますので、当連結会計年度の連結貸借対照表は連結し、連結損益計算書については連結していません。

また、同月に持分法適用関連会社でありました常磐港運(株)の保有株式をすべて譲渡し、期末日売却日とみなして会計処理を行っております。

企業集団の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	2,863	6,596	5,859	3,600
	土 木	1,420	3,359	3,677	1,102
環 境 事 業		268	1,477	1,488	257
不 動 産 事 業		—	431	431	—
そ の 他 事 業		—	527	527	—
合 計		4,552	12,393	11,984	4,961

2. 企業集団の設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は3億11百万円であり、その主なものは、当社本社社屋建設費用2億44百万円などであります。

これらの資金は、自己資金によって充当いたしました。

資金の調達につきましては、特記すべき事項はありません。

3. 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	平成14年度 (第59期)	平成15年度 (第60期)	平成16年度 (第61期)	平成17年度 (当連結会計年度)
受 注 高(百万円)	8,673	9,330	13,041	12,393
売 上 高(百万円)	9,037	9,656	10,691	11,984
経 常 利 益(百万円)	164	305	72	186
当 期 純 利 益(百万円)	76	237	83	60
1株当たり当期純利益(円)	10.21	32.00	11.10	7.65
総 資 産(百万円)	8,830	10,023	10,998	12,056
純 資 産(百万円)	2,012	2,277	2,556	2,537

- (注) 1. 当社は前連結会計年度から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。
2. 平成15年度（第60期）につきましては、期中に地質基礎工業㈱及び常興電機㈱の株式を追加取得し、子会社化したことによるものであります。
3. 平成16年度（第61期）につきましては、当社の子法人等であります㈱リアルタイムと㈱ジェイ・ケイ・ハウスの2社が決算期を変更したために15ヵ月決算（平成16年1月1日から平成17年3月31日まで）となっております。
4. 平成17年度（当連結会計年度）につきましては、前記「1. 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	平成14年度 (第59期)	平成15年度 (第60期)	平成16年度 (第61期)	平成17年度 (当 期)
受 注 高(百万円)	7,922	7,554	10,361	10,227
売 上 高(百万円)	8,409	8,116	8,014	9,854
経 常 利 益(百万円)	136	160	34	95
当 期 純 利 益(百万円)	85	133	66	46
1株当たり当期純利益(円)	10.94	17.03	8.44	5.97
総 資 産(百万円)	8,426	8,738	9,669	9,744
純 資 産(百万円)	1,815	2,012	2,165	2,123

- (注) 1. 第60期から商法施行規則の改正により、従来の「当期利益」及び「1株当たり当期利益」は、「当期純利益」及び「1株当たり当期純利益」と記載しております。
2. 平成17年度（当期）につきましては、前記「1. 企業集団の営業の経過及び成果」に記載の事項とほぼ同様であります。

4. 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済は、引き続き持ち直しの動きがみられ、着実な回復基調にあると思われませんが、原油価格の高騰等の懸念材料があるなど、依然予断を許さない状況が続くと思われます。

また、当社グループを取り巻く経営環境につきましては、企業業績を背景とした民間設備投資に期待がもたれますが、引き続き公共建設投資の減少が予測されることから、全体的に供給過剰状態の中で淘汰の波は続き、一層厳しい受注環境を覚悟せざるを得ないと予測されます。

一方、中央におけるデフレの克服の兆し等、景気の明るさは顕著であり、地方にも遠からずその波は波及し民間設備投資の活性化が見込まれるとともに、時代の新しいニーズも期待できるものと考えます。

この様な状況の中で当社グループは、これらの経営環境と前中期経営計画の到達を踏まえ平成18年度から平成20年度の3ヵ年に亘る中期経営計画を策定いたしました。

その骨子は、

- (1) 当社グループの経営安定のため、グループ各社それぞれが収益基盤を確立することを前提に相互補完を強めて総合力を発揮することを目指して、グループ各社の自立と連帯を具体化・強化する。
- (2) 建設事業における土木・緑地事業の堅持と民間建築工事の事業拡大を図るとともに、従来事業の拡大と将来につながる事業を立ち上げて総合環境事業への一步を踏み出すことにより、単体での「100億企業」の復活を図る。
- (3) 顧客を向いてB（ビフォアー）・P（プロセス）・A（アフター）サービスを実践し、満足いただき、繰り返し選ばれる企業となる。
- (4) 不断に合理性を追求し、体質改善の成果を形にする。

以上の実行をとおして、当社グループは業をもって社会（顧客）に貢献し、投資いただいている株主の皆様への付託にこたえていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの取り組みの趣旨をご理解のうえ、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

[2] 企業集団及び当社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 企業集団の主要な事業セグメント

主に当社グループは建設事業を中心に、建設・環境事業の融合事業の拡大を目指した事業を展開しております。

事業セグメント	事業の内容	
建設事業	土木：土地造成、道路、道路施設、上・下水道、トンネル、橋梁、河川整備、農地整備、法面保護、造園、植栽等 建築：娯楽・宿泊施設、教育・文化・社会施設、医療・福祉施設、工場、店舗、事務所、住宅等 上記土木・建築及び電気通信設備等工事の設計、監理、施工、請負並びに地質調査・測量・設計	(建設・環境融合事業) アスベストの調査及び除去工事の設計・施工及び請負 土壌の汚染調査及び改良工事などの設計・施工及び請負
環境事業	環境関連測定分析、環境影響調査、作業環境測定、燃料分析、水質分析・検査、食品衛生検査、ビル管理、電気・空調・給排水・衛生設備維持管理、産業廃棄物中間処理	浄排水処理施設の設計・施工、請負及び維持管理 焼却炉解体工事の設計・施工及び請負並びにそれに伴うダイオキシン類の測定分析
不動産事業	不動産の販売、仲介及び賃貸	
その他事業	警備保障全般	

2. 株式の状況

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 会社が発行する株式の総数 | 29,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 7,850,000株 |
| (3) 1単元の株式数 | 1,000株 |
| (4) 株主数 | 787名（前期比27名減） |

(5) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
常 磐 興 産 株 式 会 社	1,116千株	14.23%	3,459千株	4.77%
常 磐 開 発 従 業 員 持 株 会	460千株	5.86%	—	—
株 式 会 社 常 陽 銀 行	390千株	4.97%	254千株	0.03%
株 式 会 社 東 邦 銀 行	390千株	4.97%	167千株	0.07%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	390千株	4.97%	—	—
松井証券株式会社（一般信用口）	330千株	4.21%	—	—
常 磐 共 同 ガ ス 株 式 会 社	300千株	3.82%	—	—
株 式 会 社 秋 田 銀 行	250千株	3.19%	62千株	0.03%
大阪証券金融株式会社（業務口）	246千株	3.14%	—	—
上 原 雅 夫	179千株	2.28%	—	—

(注) 当社は、株式会社みずほ銀行への出資はありませんが、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式35株（出資比率 0.00%）を所有しております。

3. 主要な借入先

借 入 先	期末借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		株 式 数	議 決 権 比 率
株 式 会 社 常 陽 銀 行	597百万円	390千株	4.97%
株 式 会 社 東 邦 銀 行	550百万円	390千株	4.97%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	466百万円	390千株	4.97%
株 式 会 社 秋 田 銀 行	400百万円	250千株	3.19%

4. 企業結合の状況

(1) 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社リアルタイム	10百万円	100%	警備保障事業
株式会社ジェイ・ケイ・ハウス	20百万円	100%	住宅関連事業
地質基礎工業株式会社	33百万円	100%	地質調査関連事業
常興電機株式会社	22百万円	100%	電気設備工事関連事業
株式会社茨城サビエソシヤル	20百万円	100%	土木・建築・電気通信工事関連事業

(2) 企業結合の経過

企業結合の経過につきましては、平成18年2月に(株)茨城サビエソシヤル^{サビエソシヤル}の株式を追加取得して子法人等とし、また、同月に持分法適用関連会社であった常磐港運(株)の株式を譲渡したため、上記の表に記載のとおり、当社の連結子法人等は5社であります。

(3) 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比12.1%増の119億84百万円、経常利益は前連結会計年度比155.5%増の1億86百万円、当期純利益は前連結会計年度比28.4%減の60百万円となりました。

当内容につきましては、2頁から3頁の[1] 営業の概況の1. 企業集団の営業の経過及び成果に記載のとおりであります。

5. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
384(168) 名	44(60) 名

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
219(84) 名	3(△6) 名	42.8 歳	19.2 年

- (注) 1. 企業集団の従業員の状況につきましては、平成18年2月に(株)茨城+ヒズンゾニアリングの株式を追加取得して子会社化したことにより増加しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

6. 企業集団の主要な営業所及び事業所

当 社	本 社	福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1番地
	支 店	茨城 (茨城県北茨城市)
		東京 (東京都中央区)
	営業所	相双 (福島県双葉郡大熊町)
		郡山 (福島県郡山市)
		北関東 (茨城県つくば市)
事業所	超微量化学物質分析センター (福島県いわき市)	
資源科学センター (福島県いわき市)		
株式会社リアルタイム (子法人等)	本 社	福島県いわき市平字堂ノ前18番地
株式会社ジェイ・ケイ・ハウス (子法人等)	本 社	福島県いわき市常磐上湯長谷町梅ヶ平88番地の10
地質基礎工業株式会社 (子法人等)	本 社	福島県いわき市内郷御殿町3丁目163番地の1
	支 店	郡山 (福島県郡山市)
		水戸 (茨城県水戸市)
山形 (山形県山形市)		
常興電機株式会社 (子法人等)	本 社	福島県いわき市常磐湯本町宝海127番地の1
株式会社茨城+ヒズンゾニアリング (子法人等)	本 社	茨城県北茨城市中郷町日棚783番地の16
	営業所	水戸 (茨城県水戸市)

(注) 当社北関東営業所は、平成18年4月1日付でつくば営業所から名称を変更しました。

7. 取締役及び監査役

会社における地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	住吉勝馬	
常務取締役	佐川藤介	建設本部長
取締役	神好雄治	営業本部長
取締役	市川久次	環境本部長
取締役	榊原清隆	総務部長
取締役	鈴木英雄	経理部長
取締役	川田政勝	茨城支店長
監査役	阿部嘉文	常勤
監査役	田井治直美	常磐興産株式会社常勤監査役
監査役	鈴木榮一	常磐興産ピーシー株式会社代表取締役社長
監査役	上本壽雄	常磐興産株式会社常勤監査役

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
平成17年6月29日開催の第61回定時株主総会において、須藤正弘氏は監査役を退任し、上本壽雄氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。

2. 決算期後に生じた取締役の異動

平成18年4月1日付で、取締役の担当等に変更がありました。

新役職	氏名	旧役職
専務取締役	佐川 藤介	常務取締役建設本部長
常務取締役営業本部長	神好 雄治	取締役営業本部長
常務取締役環境本部長	市川 久次	取締役環境本部長
取締役茨城担当	川田 政勝	取締役茨城支店長

3. 監査役田井治直美氏、鈴木榮一氏、上本壽雄氏の3名は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役ではありません。

8. 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	14百万円
2. 上記1. のうち公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	14百万円
3. 上記2. のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	14百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、3. の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

9. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はございません。

(注) 本営業報告書の数値は単位未満を切り捨て、比率は四捨五入で表示しております。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,300,373	流動負債	6,538,419
現金預金	1,121,041	支払手形	860,177
受取手形	148,715	工事未払金	1,897,699
完成工事未収入金	2,345,636	短期借入金	2,020,000
売掛金	275,545	一年以内返済予定の長期借入金	248,030
販売用不動産	1,422,802	未払金	85,708
未成工事支出金	582,864	未払法人税等	32,028
短期貸付金	5,670	未払費用	42,473
前払費用	13,488	未成工事受入金	937,094
未収入金	249,831	預り金	22,283
仮払金	80,809	賞与引当金	141,605
繰延税金資産	42,019	完成工事補償引当金	8,280
その他	44,418	その他	243,040
貸倒引当金	△32,470	固定負債	1,083,071
固定資産	3,444,189	長期借入金	345,500
有形固定資産	1,645,971	繰延税金負債	233,022
建物	453,826	土地再評価に係る繰延税金負債	159,248
構築物	53,649	退職給付引当金	259,058
機械装置	16,614	役員退職慰労引当金	86,241
車両運搬具	7,489	負債合計	7,621,491
工具器具・備品	52,423	(資本の部)	
土地	1,061,967	資本金	583,300
無形固定資産	4,418	資本剰余金	713,355
電話加入権	4,138	資本準備金	713,355
その他	279	利益剰余金	744,442
投資その他の資産	1,793,800	利益準備金	145,825
投資有価証券	1,317,170	任意積立金	400,000
子会社株式	332,603	別途積立金	400,000
出資金	19,360	当期未処分利益	198,617
長期貸付金	8,777	土地再評価差額金	△261,790
破産債権・更生債権等	16,685	株式等評価差額金	343,765
長期前払費用	10,281	資本合計	2,123,072
その他	130,383	負債及び資本合計	9,744,563
貸倒引当金	△41,461		
資産合計	9,744,563		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成17年 4月 1日)
(至 平成18年 3月 31日)

(単位：千円)

	科	目	金 額	
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	売 上 高		
		完成工事高	7,946,740	
		環境事業売上高	1,503,701	
		その他の売上高	404,313	9,854,755
		売 上 原 価		
		完成工事原価	7,262,608	
		環境事業売上原価	1,259,093	
		その他の売上原価	404,299	8,926,000
		売 上 総 利 益		
		完成工事総利益	684,132	
	環境事業売上総利益	244,607		
	その他の売上総利益	14	928,754	
	販売費及び一般管理費		800,087	
	営業利益		128,667	
	営 業 外 損 益 の 部	営業外収益		
受取利息		517		
受取配当金		22,427		
その他の		7,929	30,875	
営業外費用				
支払利息	55,732			
その他の	8,422	64,154		
		経常利益	95,387	
特 別 損 益 の 部	特別利益			
	投資有価証券売却益	65,849		
	貸倒引当金戻入益	2,446		
	高圧線下補償金	5,924	74,220	
	特別損失			
	固定資産除却損	17,512		
	子会社株式評価損	19,999		
	貸倒引当金繰入	25		
	貸減損	94,535		
	その他の	12	132,084	
	税引前当期純利益	37,523		
	法人税、住民税及び事業税	32,680		
	法人税等調整額	△42,019		
	当期純利益	46,862		
	前期繰越利益	57,875		
	土地再評価差額金取崩額	93,879		
	当期未処分利益	198,617		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

注 記 事 項

1. 重要な会計方針

貸借対照表及び損益計算書の作成にあたって採用した重要な会計処理の原則及び手続きは次のとおりであります。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……………個別法による原価法

未成工事支出金……………個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法

無形固定資産……………定額法

長期前払費用……………定額法

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事高に関する瑕疵担保に備えるため、過去の補修実績に将来の補修見込を加味して計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職金の支出に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づいて計上しております。なお、会計基準変更時差異については、10年による均等額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により、翌期から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

- (5) 完成工事高の計上基準……………完成工事高の計上は、工事完成基準によっておりますが、長期大型工事（工期1年以上で請負金額が2億円以上）については、工事進行基準によっております。なお、工事進行基準によった完成工事高は、1,867,649千円であります。
- (6) リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) 消費税等の会計処理……………税抜き方式によっております。

2. 会計方針の変更

当期より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しております。なお、これにより税引前当期純利益は94,535千円減少しております。

3. 貸借対照表の注記

- | | |
|---|------------|
| (1) 子会社に対する短期金銭債権 | 11,781千円 |
| 子会社に対する短期金銭債務 | 51,127千円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 522,997千円 |
| (3) 担保に供している資産 | |
| 投資有価証券 | 857,496千円 |
| (4) 保証債務 | 52,000千円 |
| (5) リースにより使用する固定資産 | |
| 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している営業用自動車、OA機器があります。 | |
| (6) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。 | |
| 再評価の方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定しております。 | |
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | 214,696千円 |
| (7) 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 | 343,765千円 |

4. 損益計算書の注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 子会社との取引高 | |
| 売 上 高 | 20,595千円 |
| 仕 入 高 | 254,049千円 |
| その他の営業取引 | 6,256千円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 5.97円 |

利益処分案

(単位：円)

当 期 未 処 分 利 益	198,617,261
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 処 分 額	
利 益 配 当 金	39,250,000
(1 株 に つ き 、 5 円)	
別 途 積 立 金	100,000,000
次 期 繰 越 利 益	59,367,261

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月22日

常 磐 開 発 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 石 暁 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 内 田 英 仁 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 打 越 隆 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、常磐開発株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第62期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用している。この変更は、同会計基準及び同適用指針が平成17年4月1日以降開始する営業年度から適用されることとなったことに伴い当営業年度から適用しているものであり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成18年 5月23日

常 磐 開 発 株 式 会 社

代表取締役社長 住 吉 勝 馬 殿

常磐開発株式会社 監査役会

監査役(常勤) 阿 部 嘉 文 ㊟

監 査 役 田井治 直 美 ㊟

監 査 役 鈴 木 榮 一 ㊟

監 査 役 上 本 壽 雄 ㊟

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第62期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

(注) 監査役田井治直美、鈴木榮一、上本壽雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,008,898	流動負債	8,137,077
現金預金	1,527,833	支払手形・工事未払金等	3,372,691
受取手形・完成工事未収入金等	3,593,523	短期借入金	2,479,336
販売用不動産	1,426,285	一年以内返済予定の長期借入金	322,690
未成工事支出金	987,840	未払法人税等	38,916
繰延税金資産	49,784	未成工事受入金	1,113,564
その他	467,932	賞与引当金	216,048
貸倒引当金	△44,303	完成工事補償引当金	8,514
		その他	585,316
固定資産	4,047,620	固定負債	1,381,742
有形固定資産	2,434,741	長期借入金	412,544
建物・構築物	1,166,953	繰延税金負債	243,943
機械・運搬具・工具器具・備品	566,797	土地再評価に係る繰延税金負債	159,248
土地	1,635,427	退職給付引当金	316,356
減価償却累計額	△934,436	役員退職慰労引当金	152,955
無形固定資産	11,147	連結調整勘定	96,693
投資その他の資産	1,601,731	負債合計	9,518,819
投資有価証券	1,390,517	(少数株主持分)	
繰延税金資産	5,219	少数株主持分	—
その他	248,253	(資本の部)	
貸倒引当金	△42,259	資本金	583,300
資産合計	12,056,518	資本剰余金	731,204
		利益剰余金	1,124,179
		土地再評価差額金	△261,790
		株式等評価差額金	360,805
		資本合計	2,537,698
		負債、少数株主持分及び資本合計	12,056,518

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成17年 4月 1日)
(至 平成18年 3月 31日)

(単位：千円)

科		目	金	額
経常損益の部	営業損益の部	売上高	9,536,538	
		完成工事高	1,488,613	
		環境事業売上高	959,083	11,984,235
		その他売上高		
		売上原価	8,470,005	
		完成工事原価	1,254,554	
		環境事業売上原価	886,327	10,610,886
		その他売上原価		
		売上総利益	1,066,533	
		完成工事総利益	234,059	
環境事業売上総利益	72,756	1,373,348		
その他売上総利益				
販売費及び一般管理費		1,214,370		
		158,978		
の部	営業外損益の部	営業外収益		
		受取利息	542	
		配当金	11,802	
		貸付料収入	6,785	
		連結調整勘定償却額	41,487	
		持分法による投資利益	19,025	
		その他	13,553	93,195
		営業外費用		
		支払利息	58,366	
		その他	7,726	66,092
		186,081		
特別損益の部	特別損益の部	特別利益		
		投資有価証券売却益	10,728	
		貸倒引当金戻入	2,589	
		高圧線下の補償	5,924	
		その他	940	20,182
		特別損失		
		固定資産除却損	18,357	
		投資有価証券売却損	280	
		減損損失	126,764	
		その他	62	145,464
		60,799		
		44,622		
		△43,878		
		60,055		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

注 記 事 項

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲等に関する事項

(1) 連結子法人等の状況

- | | |
|------------|--|
| ①連結子法人等の数 | 5社 |
| ②連結子法人等の名称 | 株式会社リアルタイム
株式会社ジェイ・ケイ・ハウス
地質基礎工業株式会社
常興電機株式会社
株式会社茨城サービスエンジニアリング |

株式会社茨城サービスエンジニアリングについては、平成18年3月31日を株式取得日とみなしているため、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。

(2) 非連結子法人等の状況

子法人はすべて連結の範囲に含めたため非連結子法人等はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社数 なし

前連結会計年度まで持分法適用関連会社であった常磐港運株式会社については、当連結会計年度に全保有株式を売却し、期末日を売却日とみなして会計処理を行っております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結子法人等の事業年度の末日は、連結決算期と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成にあたって採用した重要な会計処理の原則及び手続きは次のとおりであります。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……………個別法による原価法

未成工事支出金……………個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法

無形固定資産……………定額法

長期前払費用……………定額法

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

- 完成工事補償引当金……………完成工事高に関する瑕疵担保に備えるため、過去の補修実績に将来の補修見込を加味して計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職金の支出に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づいて計上しております。なお、会計基準変更時差異については、10年による均等額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
- (5) 完成工事高の計上基準……………完成工事高の計上は、工事完成基準によっておりますが、長期大型工事(工期1年以上で請負金額が2億円以上)については、工事進行基準によっております。ただし、一部の連結子法人等は一定の基準に該当する工事について工事進行基準によっております。なお、工事進行基準によった完成工事高は、1,898,949千円であります。
- (6) リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) 消費税等の会計処理……………税抜き方式によっております。
- (8) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (9) 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

II. 会計方針の変更

当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しております。なお、これにより税金等調整前当期純利益は126,764千円減少しております。

III. 連結貸借対照表の注記

1. 担保に供している資産

(1) 定期預金	20,000千円
(2) 建物	153,475千円
(3) 土地	706,217千円
(4) 投資有価証券	877,642千円
2. 受取手形裏書譲渡高	1,288千円
3. 受取手形割引高	65,663千円

IV. 連結損益計算書の注記

1株当たり当期純利益	7.65円
------------	-------

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月22日

常 磐 開 発 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 石 暁 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 内 田 英 仁 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 打 越 隆 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、常磐開発株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第62期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い常磐開発株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

なお、会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用している。この変更は、同会計基準及び同適用指針が平成17年4月1日以降開始する営業年度から適用されることとなったことに伴い当営業年度から適用しているものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成18年 5月23日

常 磐 開 発 株 式 会 社

代表取締役社長 住 吉 勝 馬 殿

常磐開発株式会社 監査役会

監査役(常勤) 阿 部 嘉 文 ⑩

監 査 役 田井治 直 美 ⑩

監 査 役 鈴 木 榮 一 ⑩

監 査 役 上 本 壽 雄 ⑩

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第62期営業年度の連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結計算書類」という。）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役田井治直美、鈴木榮一、上本壽雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

常 磐 開 発 株 式 会 社

代表取締役社長 住 吉 勝 馬

2. 総株主の議決権の数

7,845個

3. 議案及び参考事項

第1号議案 第62期利益処分案承認の件

本議案の内容は、添付書類（17頁）に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策のひとつと認識し、安定した利益配当を維持し、業績や財務状況等に応じた利益還元を行うことを基本方針としておりますが、当期の利益配当金につきましては、当期の業績並びに将来の事業展望等を勘案いたしまして、前期と同様に1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）等が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、以下のとおり新設、変更及び削除等を行うものであります。

①株券を発行する旨及び会社の各機関等の設置

新設：第7条（株券の発行）、第22条（取締役会の設置）、第30条（監査役および監査役会の設置）、第6章 会計監査人 第40条～第43条（会計監査人の設置、選任方法、任期、報酬等）

②当社株式制度の管理の効率化を図り、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、単元未満株式についての権利の規定（第9条）を新設。

③従来商法で定められていた株主総会の招集地の規制が廃止されましたので、招集地を明確にするため、本規定（第14条）を新設。

④株主の皆様のご利便性の向上を目的に、株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示した場合には、書面による提供を省略できるため、

本規定（第16条）を新設。

⑤取締役会及び監査役会の機動的かつ効率的運営を図るため、取締役会の決議の省略（書面決議）等の規定（第26条第2項、第27条第2項及び第35条第2項）を新設。

⑥社外監査役の適切な監査の重要性はますます高まる傾向から、社外監査役に独立性の高い優秀な人材を確保し、監査体制の一層の充実を図るため、本規定（第39条）を新設。

⑦その他全般にわたり、「会社法」の文言等に合わせた表現及び構成の変更、整理。

(2) 取締役会の招集権者及び議長について、取締役会長に欠員または事故がある場合は、取締役社長が招集権者及び議長となる旨に変更するものであります。（第25条第2項）

(3) 本総会の終結の時をもって該当する取締役全員の任期が終了するため、附則を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、下線は変更箇所を示すものであります。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 【条文省略】 (目 的) 第 2 条 当社は、 <u>下記の事業</u> を営むことを目的とする。 【以下略】 (本店の所在地) 第 3 条 【条文省略】 (公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれをおこなう。	第 1 章 総 則 (商 号) 第 1 条 【現行どおり】 (目 的) 第 2 条 当社は、 <u>次の事業</u> を営むことを目的とする。 【以下略】 (本店の所在地) 第 3 条 【現行どおり】 (公告方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する <u>方法により行う。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、2,900万株とする。<u>ただし、株式の消却がおこなわれた場合はこれに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、2,900万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>単元株式数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する<u>単元未満株式</u>について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取りに関する事項、株券の再発行、株式の取扱いに関する手数料、その他株式に関する取扱いまたはその手続きについては、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項および本定款第45条、第46条に定めるほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにかわる。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主が有する議決権の過半数をもってこれをおこなう。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(開催場所)</p> <p>第14条 当社は、本店所在地またはその隣接地で株主総会を開催する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でおこなう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 <u>当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員)</p> <p>第15条 <u>当会社の取締役の定員は、15名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 <u>当会社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>【第1項を右記2項に分離して規定】</p> <p>2. <u>当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 <u>当社の取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第19条 <u>当社は、取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第20条 <u>当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにかわる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 <u>当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第22条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第24条 <u>取締役会の決議によって相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">【第2項を新設】</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 <u>当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれをおこなう。</u></p> <p style="text-align: center;">【第2項を新設】</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 <u>当社の取締役会に関する事項は、法令または定款に定める別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 <u>当社の取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>2. <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第27条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(監査役の定員)</p> <p>第25条 当社の監査役の定員は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 当社の監査役は、株主総会において、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">【第1項を右記2項に分離して規定】</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 当社は、<u>監査役の互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 当社の監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">【第2項を新設】</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p><u>第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第30条 <u>当社の</u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>監査役全員の過半数をもってこれをおこなう。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 <u>当社の</u>監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会の決議により定める</u>監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第32条 <u>当社の</u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める</u>監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>【章を新設】</p>	<p>第6章 <u>会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p>
<p>【新設】</p>	<p>第40条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>選任方法</u>)</p>
<p>【新設】</p>	<p>第41条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p>
<p>【新設】</p>	<p>第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
	<p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第33条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第34条 当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第36条 当会社の利益配当金及び中間配当金はその支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第17条の規定にかかわらず、平成16年6月29日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、従前の任期とする。</p> <p>なお、本附則は、該当する取締役の全員の任期終了後、これを削除する。</p>	<p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 <u>剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第47条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">【削除】</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、7名全員の再任に加え、経営体制並びに取締役会の強化を目的として新たに1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
住吉勝馬 (昭和17年4月14日生)	昭和41年4月 当社入社 昭和62年6月 当社取締役土木部長 平成4年6月 当社常務取締役建設本部長 平成9年6月 当社専務取締役 平成13年4月 当社専務取締役建設本部長 平成14年4月 当社専務取締役建設本部長(兼)安全室長 平成14年6月 当社代表取締役社長(現任)	20,000株
佐川藤介 (昭和22年10月26日生)	昭和45年4月 当社入社 平成4年4月 当社建設本部建築部長 平成8年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成9年6月 当社取締役営業本部長 平成12年4月 当社取締役営業本部長(兼)営業企画部長 平成14年6月 当社取締役建設本部長(兼)安全室長 平成15年4月 当社常務取締役建設本部長(兼)安全室長 平成16年4月 当社常務取締役建設本部長 平成18年4月 当社専務取締役(現任)	9,000株

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
神好雄治 (昭和26年2月26日生)	昭和48年3月 (株)福島環境整備センター（現常磐開発(株)）入社 平成5年4月 当社営業本部第一営業部長 平成9年6月 当社取締役営業本部副本部長(兼)営業部長 平成14年6月 当社取締役営業本部長(兼)営業部長 平成15年4月 当社取締役営業本部長 平成18年4月 当社常務取締役営業本部長（現任）	6,000株
市川久次 (昭和26年12月29日生)	昭和48年11月 (株)福島環境整備センター（現常磐開発(株)）入社 平成2年4月 同社環境対策部長 平成10年6月 当社取締役環境対策部長 平成12年4月 当社取締役環境本部長(兼)水処理施設部長 平成13年4月 当社取締役環境本部長(兼)営業部長 平成15年4月 当社取締役環境本部長 平成18年4月 当社常務取締役環境本部長（現任）	2,000株
榎原清隆 (昭和26年10月28日生)	昭和49年4月 当社入社 平成3年9月 当社建設本部事務管理室長 平成8年4月 当社総務部次長 平成9年6月 当社管理本部総務部長 平成15年6月 当社取締役総務部長（現任）	5,000株

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 他 の 会 社 の 代 表 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
鈴 木 英 雄 (昭和22年4月20日生)	昭和49年11月 （株）福島環境整備センター（現常磐開発株）入社 平成3年4月 同社経営企画室長 平成4年4月 当社経営企画室長 平成9年6月 当社管理本部経理部長 平成15年6月 当社取締役経理部長（現任）	10,000株
吉 田 達 行 (昭和26年12月29日生)	昭和50年4月 当社入社 平成5年4月 当社建設本部土木部次長 平成11年4月 当社建設本部土木部長 平成16年4月 当社経営管理室長 平成17年6月 当社経営管理室長(兼)監査室長 平成18年4月 当社建設本部長（現任）	1,000株
川 田 政 勝 (昭和22年5月15日生)	昭和41年3月 当社入社 平成4年4月 当社建設本部緑地建設部次長 平成7年4月 当社建設本部緑地建設部長 平成15年4月 当社茨城支店長 平成15年6月 当社取締役茨城支店長 平成18年4月 当社取締役茨城担当（現任）	3,000株

(注) 各取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

会場ご案内図

会 場：福島県いわき市内郷御厩町3丁目148番地
報 徳 苑
☎ 0246 (26) 2211



◎交通機関等のご案内

J R 常 磐 線……いわき駅下車 常磐交通バスにて所要時間約15分
タクシーにて所要時間約10分

常磐自動車道……いわき中央ICより車にて所要時間約10分